



高齢者が住み慣れた場所で生活できるよう、在宅・施設サービスの充実を図ります(リフト付き移送用車両の利用の様子)

の五項目。計画の実現のため、町総合発展計画との整合性を図りながら目標達成に取り組んでいきます。

だれもがやがては迎える高齢期。すべてのお年寄りが住み慣れた町で老後を安心して生活していくためには、自らの健康維持とともに、介護サービスのはじめとする高齢者福祉施策の充実が不可欠です。そして地域の皆さんや各種団体、企業などの協力のもと、互いに助け合い、支え合う心の通う福祉のシステムづくりが大切。町民の皆さんが「この町に住んでよかった」と思えるような夢のある福祉の町を皆さんでつくりあげていきましょう。

ここでは、計画の主な改正内容と計画の柱を項目別に紹介します。

低所得者の介護保険料の減免制度を新設

主な改正内容は、下表のとおりです。介護保険料(基準額)は、月額二千七百三十一円でしたが、四月から二千九百八十三円に改正されました。また新たに、低所得者の保険料の減免制度を設けました。保険料の減額対象となる方は、所得段階が二段階の人で次の条件を満たす人です。▼世帯全員が町民税非課税▼世帯の年間収入が百二十万円以下(世帯員三人目から一人につき四十万円を加算)▼町民税課税者に扶養されていない▼町民税課税者と生計を共にしていない▼資産などを活用しても生活が苦しい——人。保険料の免除対象となる方は、本人の年間収入が四十一万二千円以下で、減額対象者の五つの項目に該当する生活保護を受けていない人です。なお、保険料の減額、免除ともに本人の申請により

◆介護保険事業計画の主な改正内容

項目	第1期	第2期
保険料基準額	月額2,731円	月額2,983円
低所得者の保険料の減免	—	所得段階が第2段階の生活困窮者保険料の減免(新設)
低所得者の該当区分	生計中心者所得税非課税	町民税非課税世帯
低所得者の訪問介護・訪問入浴の利用者負担	負担無し	利用者が通常利用料の半額を負担

行われます。

サービスの利用については、低所得者のとらえ方を「生計中心者が所得税非課税」としていましたが、「町民税非課税世帯」に改正。低所得者の本人負担が無かった訪問介護・訪問入浴サービス利用料も四月から半額負担となりました。

次に計画の五つの柱を紹介します。

老人保健福祉サービスの目標

●在宅サービス

▽一般の交通機関を利用することが困難な六十五歳以上の高齢者や六十歳以上の重度障害者に対し、移送用車両による外出支援サービスを行い、外出の機会を支援します。▽要介護認定で自立と判断された高

齢者や自立した生活のために何らかの支援が必要な高齢者に対して、生活管理指導員を派遣し、基本的な生活習慣を会得させるための支援や指導などを行います。

▽特殊寝台用マットレスや掛け布団、毛布などの寝具の洗濯乾燥と消毒

のサービスを実施し利用者の心身の健康保持を図ります。

▽理容所や美容所に向くことが困難な在宅の高齢者に対し、理容師や美容師を派遣し、清潔感の保持と在宅生活の支援を図ります。

▽日常生活に著しく困難をきたしている一人暮らし高齢者や身体障害者などに対し、安否確認を兼ねた給食サービスを実施します。

▽一人暮らし高齢者などの急病や災害などの緊急時に安否の確認や緊急時の対応など必要な措置を取ることができると協力員を確保します。また、設置が必要と認められる一人暮らし高齢者などに対し、緊急通報装置を貸与します。

▽孤独感の解消や安否確認などが必要な高齢者に対し、安否確認ができる機器などを貸与します。

●生きがい・健康づくり

▽家に引きこもりがちの高齢者に対し、昼食をはさんでの血圧測定や健康に関する講話、ゲームなどのサービスを実施し、寝たきりや痴ほうの予防と仲間づくり、生きがいづくりを支援します。

●生活環境

▽「高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり」を継続し、安全面に配慮した住宅改善を支援します。▽高齢者世話付住宅の入居者に対し、生活援助員を派遣し、日常生活指導や安否確認、緊急時の連絡などのサービスを提供します。